

東京大学財務経営本部内規

令和3年12月16日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学財務経営本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、本学における適切な財務経営を確保するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財務経営に関する事項の企画立案
- (2) 財務経営に関する状況の管理
- (3) 財務経営に関する状況及び展望の説明
- (4) その他適切な財務経営を確保するために必要な事項

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

(本部長)

第4条 本部長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本学教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第7条 本部に、本学教職員以外の者であって専門的知見を有するものうちから、アドバイザーを置くことができる。

(事務)

第8条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課及び本部財務課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

- 2 東京大学経営企画室内規（令和2年3月26日総長裁定）は、廃止する。
- 3 第2条の規定にかかわらず、土地等活用ワーキンググループが廃止されるまでの間は、同条に掲げる業務のうち土地等の活用に関する事項については、本部の業務とする。